

第7章

MFA（国際繊維取決め）の経済学的 および政治学的分析

第1節 GATTと繊維貿易

繊維産業は工業化、それもとくに工業化の初期において重要な役割を果たす⁽¹⁾。繊維生産は、大規模な資本設備とか高度な技術をもつ労働をあまり必要とはせず、単純労働でも十分に可能である。したがって、資本設備および高度な技術を持つ労働者は不足しているが、単純労働が豊富に存在する発展途上にある国々にとって、工業化の第一歩を踏み出すにあたって、繊維産業は最も適した産業である場合が多い。

各国の経済発展の経験から、一般的につぎのような発展パターンが観察される。まず、工業化の初期段階では、繊維産業のような単純労働集約的な産業において、輸入代替のための国内生産が行われ、やがて、その国がそれらの単純労働集約財の生産において比較優位を持つようになると、それらの財の輸出が開始される。単純労働集約財の輸出により獲得した外貨で、単純労働集約的産業の次にくるロウテク (low-tech) 重化学工業の発展に必要な資本財とか中間財の輸入が可能となる。単純労働集約産業の発展過程と同じようにロウテク産業においても、輸入代替から輸出生産へと進み、やがてハイテク (high-tech) 重化学工業の発展へと進む。現在の先進国、あるいは新興工業経済地域 (NIES) のほとんどの国々が以上のような発展パターンにそって工業化を実現したことを認識するならば、繊維産業の工業化において果たす役割の重要性は容易に理解することができる。実際、現在の途上国の工業製品

輸出に占める繊維製品の割合は約30%で、先進国における10%弱という数字と比べると、繊維輸出、あるいは繊維生産が途上国の経済にいかに重要な位置を占めているのかが理解できる。

繊維生産および繊維輸出は途上国の発展において重要な役割を持っているにもかかわらず、途上国からの繊維輸出の大きな部分は、輸出先にかかわらず、規制の対象になっており、途上国の発展を阻害している。とくに、先進国向けの繊維輸出の多くは国際繊維取決め（Multi-Fiber Arrangement：MFA）の枠組みの下での二国間協定により、数量規制の対象となっている。MFAではGATT第19条（セーフガードに関する規定）の例外として、差別的貿易措置、第19条よりも安易な制限の発動、輸出入国間の合意による輸出の数量規制の実施などが認められている。1974年に導入されたMFAは78年、82年、86年において延長され、現在のMFA4の有効期限は91年7月までである。ウルグアイ・ラウンドにおいても、MFAを廃止して、繊維貿易をGATTの規定内で行うべきだとする繊維輸出国である途上国と、MFAの廃止は繊維貿易を混乱に陥れる結果になると主張する繊維輸入国である先進諸国（主にアメリカとEC）は対立している。88年のウルグアイ・ラウンドの中間レビューでも、両者の間には合意が得られず、実質的な交渉も始まっていないというのが現状である。ウルグアイ・ラウンドにおける繊維貿易問題の動向は、繊維貿易と同じように途上国と先進国の対立点となっているサービス貿易、知的所有権などの個別分野だけではなく、非課税措置やセーフガードなどのGATT原則に関する交渉にも大きな影響を及ぼすと思われる。

本章の目的は、繊維貿易に強い影響を与えていたMFAを経済学的側面と政治学的側面から分析し、MFA撤廃へ向けての提案をすることである。以下、第2節では、MFAの分析に先立ち、繊維貿易の現状を把握する。つぎに、第3節ではMFAとはどのようなものかを検討し、第4節では、MFAの先進国と途上国の経済に与える影響を分析する。さらに、第5節では、繊維貿易が20年以上にも及ぶ長期間にわたり、何故、短期繊維取決め（Short-Term Arrangement[1961～62年]：STA）、長期繊維取決め（Long-Term Arrangement

[1962～74年]：LTA), MFAなどの国際取決めによる規制の対象になったのかを政治経済学的な視点から検討する⁽²⁾。最後に第6節において、第3節から第5節までの分析を踏まえて、途上国の経済発展を促進するだけでなく先進国における資源配分の効率性の改善にも貢献すると考えられる繊維貿易のGATT原則への回帰の可能性を探る⁽³⁾。

第2節 繊維貿易の現状と先進国における輸入浸透度

第1表には、1985年における繊維貿易の世界貿易マトリックスが示されている。この表から、いくつかの興味ある点が認められる。たとえば、世界全体の繊維輸出に占める先進国割合は約55%であり、途上国を圧倒しているが、世界輸入に占める先進国割合は約72%であり、輸出に占める割合を大きく上回っている。その結果、先進国は途上国に対して、172億5000万ドルの輸入超過を記録している。しかし、このような繊維貿易全体に関する数字は、衣服を除く繊維の貿易パターンと衣服の貿易パターンの重要な相違点を覆い隠してしまう。衣服輸出では途上国が圧倒的な強さを持っており、対先進国で185億ドルの黒字を計上しているが、衣服を除く繊維では、先進国が優位を持ち、途上国に対して12億5000万ドルの黒字を記録している。これらの状況

第1表 世界の繊維貿易（1985年）

(単位：10億ドル)

	輸 入 国	
	先 進 国	途 上 国
輸出国		
先 進 国	44.6 (26.1, 18.5)	11.9 (9.2, 2.7)
途 上 国	29.2 (8.0, 21.2)	17.6 (11.3, 6.3)

(注) 表の数字は繊維合計（衣服を含まない繊維、衣服）を示している。

(出所) GATT, *International Trade 1986-87*, Table A. 12より計算。

は、衣服を除く繊維生産には、化学繊維など比較的大規模な設備を必要とする生産が含まれており、どちらかというと、先進国がその生産に比較優位を持つ可能性が高いのに対し、衣服の生産には単純労働集約的な生産方法が使われることにより、途上国が比較優位を持つ可能性が高いということを反映している。

先進国と途上国の輸出相手国依存度についても、両者の間に興味深い相違点が認められる。繊維貿易全体については、途上国の先進国への輸出依存度は約62%であるのに対し、先進国の途上国への輸出依存度は約21%とかなり低い。途上国の先進国への輸出依存度は衣服においてとくに高く、77%を超える。第5節で議論するように、このような途上国と先進国相互間の輸出依存度の違いが、MFAなどの輸入の数量規制の発動および継続において、重要な要因となっている。

第1表の貿易マトリックスから、世界の繊維貿易のうちで、どの程度の貿易が規制の対象になっているのかということを、近似的にではあるが推測することができる。世界貿易の約43%を占める先進国間の貿易の半分以上はヨーロッパ諸国間の貿易であり、さらに、残りの大きな部分は、アメリカとヨーロッパ諸国との貿易であるので、先進国間の貿易の大部分は数量規制の対象にはなっていない。先進国間の貿易では、日本からアメリカへの約15億ドルの輸出だけが数量規制の対象になっているが、実際には規制枠は未消化であり、実質的には規制の効果はほとんどないと考えられる。つぎに、世界の繊維貿易の約28%を占める途上国から先進国への輸出については、そのほとんどすべてが、MFA、あるいは、その他の二国間協定などにより数量規制の対象になっている。最後に、世界の繊維貿易の約28%を占める途上国への輸入の大部分は数量規制、あるいは数量規制が適用されない場合でも、著しく高い関税率などにより制限されている。これらの数字から、世界の繊維貿易の半分以上は、厳しい規制の対象になっていることが分かると同時に、世界貿易の約4割という、かなり大きな割合は、比較的自由に取引されているということも分かる。

つぎに、主要先進国において織維輸入が各国経済にどのような影響を及ぼしているかを、織維輸入の国内需要に占める割合（輸入浸透度）を調べることにより検討する。第2表には1983年における主要先進5カ国の輸入浸透度が示されている。アメリカを除く4カ国では、織維製品の輸入浸透度は工業製

第2表 先進国における輸入浸透度

(%)

	アメリカ	西ドイツ	フランス	イギリス	日本
〔対 世 界〕					
1975年					
織維	3.67	28.06	19.94	22.45	6.10
衣服	9.80	44.91	16.57	27.48	8.32
工業品	7.01	24.25	17.91	21.95	4.94
1981年					
織維	5.54	39.43	93.04	37.03	7.54
衣服	18.41	67.93	30.67	44.93	15.27
工業品	9.51	32.75	24.29	19.12	5.35
1983年					
織維	5.30	41.52	98.51	38.77	6.92
衣服	20.27	73.17	33.10	39.97	13.04
工業品	10.28	35.11	26.21	29.32	5.26
〔対 途 上 国〕					
1975年					
織維	1.56	4.28	1.71	3.98	3.65
衣服	7.73	14.68	3.33	13.70	6.20
工業品	2.01	2.42	1.34	2.57	1.68
1981年					
織維	2.81	7.58	11.20	5.17	4.43
衣服	17.82	26.95	9.13	22.40	11.57
工業品	2.98	3.69	2.47	2.13	2.03
1983年					
織維	2.63	7.97	11.43	5.25	4.14
衣服	17.82	28.70	9.30	17.41	10.08
工業品	3.44	4.02	2.74	3.12	1.89

(出所) Cable, V., "Textiles and Clothing in a New Round of Trade Negotiations," *World Bank Economic Review*, Vol. 1, No. 4, September 1987, Table 3より一部転載。

品全体の輸入浸透度よりも高く、纖維製品輸入の国内需要に対する割合が、纖維製品において相対的に高いことが分かる。アメリカでは、工業品全体の輸入浸透度と比較して、衣服に対する値はかなり大きいが、衣服を除く纖維製品に対する輸入浸透度は工業品平均よりもかなり低く、アメリカにおいては、衣服を除く纖維製品の生産に比較優位を持っている可能性が高いことを示唆している⁽⁴⁾。また、フランスを除くすべての国では、衣服を除いた纖維製品と比べ、衣服において輸入浸透度が高い。

輸入浸透度はヨーロッパの国々で高く、とくにフランスと西ドイツでは、各々98.51%（衣服を除いた纖維製品）と73.17%（衣服）という高い値を記録している。しかし、途上国からの輸入を対象とした輸入浸透度について見てみると、ヨーロッパ諸国における高い輸入浸透度の原因は、途上国からの輸入では必ずしもなく、先進国からの輸入が高い輸入浸透度に大きく貢献していることが分かる。たとえば、上に示したフランスと西ドイツにおける98.51%と73.17%という高い輸入浸透度も、先進国からの輸入を除き、途上国からの輸入だけを考慮すると、各々、11.43%と28.70%に大幅に低下する。一方、アメリカと日本については、途上国からの輸入浸透度が全輸入の浸透度の中で大きな位置を占めており、その傾向はとくに衣服の輸入浸透度において強く見られる。

この節では、纖維貿易を先進国と途上国とに分類し、纖維製品を衣服を含まない纖維製品と衣服に分類することにより、世界における纖維貿易の特徴を検討した。また、主要先進国における輸入浸透度についても、それらの輸入先を先進国と途上国に分け、さらに、纖維製品を衣服を含まない纖維製品と衣服に分類して、検討を加えた。その結果、先進国では衣服の輸入においては途上国の占める位置が比較的高いが、先進国の中でも、ヨーロッパ諸国では、他の先進国からの輸入の割合に比べれば、その比率はかなり低いということと、アメリカと日本においては、輸入に占める途上国の割合は高いが、途上国製品の輸入浸透度に関しては、ヨーロッパ諸国における割合とはあまり違はない、ということが認められた。

第3節 MFAの歴史と現状

1. STA, LTAからMFAへ

繊維貿易に対する数量規制の歴史は古く、その起源は1930年代に遡る。第二次世界大戦後、多くの製造品貿易に対する規制が緩和される傾向にあるにもかかわらず、繊維貿易に対する規制は拡大および強化される傾向にある。この過程における一つの重要な展開は、GATTにおいて59年にアメリカが「市場の攪乱」による問題を提出したことである。「市場の攪乱」とは、低賃金国からの低価格の輸入が急上昇することにより、国内産業が困難な状況に陥ることであると定義され、60年にはGATTは「市場の攪乱」を回避するための決定を採択した。この決定はGATT第19条に規定されているセーフガード機能に重要な修正をもたらし、たとえ実際に被害が立証されなくても、輸入急増をもたらした国に対して、差別的に輸入規制を設けることを可能にした。

「市場の攪乱」は、アメリカにおける繊維産業の衰退を防ぐことを主な目的として、1961年に締結された短期繊維取決め（以下STA）に適用されて以来、その後の長期繊維取決め（以下LTA）およびMFA（1974～91年）といった国際取決めの根柢となっている。STAとLTAでは綿を原料とした繊維製品だけが規制の対象であったが、それらが規制されたことにより、毛および合成繊維を原料とした繊維製品の先進国への輸入が拡大した。そこで、MFAでは綿だけではなく、毛および合成繊維を原料とした繊維製品も規制の対象となった。さらに、86年から発効したMFA4では、植物繊維を成分とした繊維製品にも規制対象範囲が拡大された。このように、規制の対象となる繊維製品の範囲が拡張されたこと、さらには、後述するように、規制の条件が厳しくなったことなどにより、繊維貿易に対する規制は次第に強化されていった⁽⁵⁾。

2. MFAの目的

繊維貿易に対する規制は強化されつつあるが、MFA、あるいは、それ以前のSTAおよびLTAの目的は、無秩序な二国間規制の拡大をさけ、秩序のある枠組みを提供することにより、輸出入国双方において攪乱的影響を取り除き、その結果、繊維製品輸出の著しい増加を促し、途上国の経済発展に貢献することであった(MFA第1条)。これらの目的を達成するために、MFAは参加諸国に対して、実際の市場攪乱、あるいは、市場攪乱の危険性が認められる場合には、セーフガード措置を発動する権利を与えていた(第3条および第4条)、それと同時に、適切な構造調整措置を取ることを義務づけている(annex B)。セーフガード措置については、第2条、第3条、第4条で取り上げられており、第2条ではMFA以前の規制の撤廃について言及されており、第3条、第4条では、各々、実際の市場攪乱、および、市場攪乱の危険性が認められた状況における規制の実施について言及されている。第3条にもとづくセーフガード措置を正当化するためには、当該産業における利潤率、輸入量、設備稼働率などの適当な指標の変化を提示し、その結果、その産業が深刻な被害を受けていることを示さなければならぬ(annex A)。さらに、第3条措置の実施にあたっては、輸出相手国との事前協議、ならびに、輸入規制水準、規制数量の年增加率(6%)、繊維商品間代替性、年度間にわたる繰越しおよび繰上げなどに関する条件を満たさなければならない(annex B)。MFAの運用にあたっての最高機関は繊維委員会(Textile Committee)であるが、第2条、第3条、第4条措置の実行にあたっては、繊維監視機構(Textile Surveillance Body: TSB)が、実施される措置がMFA規定により正当化できるのか否かを決定し、措置が実行に移された場合には、実施状況をレビューするなど、重要な役割を果たすことになっている。第4条は市場攪乱の危険性が生ずることが明らかに予見される場合には、それを回避するための措置として、第3条のように厳格なセーフガード措置の適用は正当化されないの

で、二国間協定により、第3条措置よりも全体として緩やかな条件で、規制を実施するというものである。

MFAの目的に掲げられているように、MFAが繊維貿易を促進する効果を持っていたとしても、MFAがGATTの基本的原則をかなり逸脱していることは認めざるをえないであろう。具体的には、供給国を差別的に取り扱うことと許したことにより、無差別というGATTの原則を侵害したこと、それも、とくに途上国からの輸入品に対して(この場合は日本からの輸入品も含まれるが)差別的に規制を実施するという前例を作ったということは、MFAが途上国の経済発展を妨げる効果を持つという意味で重要なことである。さらに、MFAは数量割当てを認めたことにより、関税による規制というGATTの規定も侵害したことも、指摘しておかなければならない。

3. MFA1 (1974~77年)

MFA1はアメリカ主導で交渉が進み、1974年1月に発足した。参加国は42カ国とEC（9カ国）であった。MFA1の枠組みのなかで、参加国間で二国間交渉が行われたのであるが、アメリカはすでに主要相手国との二国間協定を締結させており、それらの手直しと他の相手国との二国間協定交渉が残っているだけという状況であった。一方、ECは9カ国という複雑な構成の上に、それまで各国が単独で実施していた規制体制の統一を図らねばならず、交渉へ入る準備段階で時間がかかり、交渉は遅れ、実際に二国間協定が正式に調印されたのは、75年から77年にかけてであった。この交渉タイミングの遅れと規制国外からの輸入が上昇したことにより、EC市場の輸入浸透度はMFA1成立前年（1973年）の22%から76年には30%，さらに77年には32%へと上昇し、アメリカの倍以上の水準になった⁽⁶⁾。輸入の急上昇が第1次石油危機後の経済停滞期に発生したことにより、EC域内産業が受けた打撃は大きく、ECの繊維業界はMFA1の効果に不満であった。

4 . MFA2 (1978～82年)

1976年に開始されたMFA2の交渉では、輸入および輸入浸透度の上昇という状況を理由として、ECはより強い規制措置の適用を要求した。とくにECが強く要求したのは、輸入規制数量の年率6%の増加という規定の柔軟的適用であった。一方、アメリカは、70年代の前半におけるドル切下げにより競争力を幾分回復したことにより、アメリカの繊維産業は比較的良好な状態にあったので、MFA2の交渉ではECのような攻撃的な姿勢はとらなかった。輸出国である途上国はMFA1の単純延長を主張した。

先進国と途上国の妥協点が見出せず、交渉は数度にわたり行われたが、MFA1が失効する直前に、MFAの条文を修正するのではなく、特定の場合には相互の合意によりMFA規約からの「合理的逸脱」(reasonable departures)の可能性を認めるというECの主張を取り入れた主旨の議定書を確認することにより、1978年1月から4カ年を期限としてMFA2が発足することになった。MFA2の枠組みの下で締結された二国間協定は、協定の対象となる商品の範囲が拡大したことと、規制数量の年上昇率がMFA1で規定されていた6%よりも低く抑えられたこと、さらに数量枠の繰越しや商品間代替性に関する柔軟性が低下したことなどにより、規制はよりいっそう厳しいものとなつた。また、MFA2の期間中に二国間協定が輸入国により頻繁に改訂されたことにより、MFA自体の安定性に問題が生じる可能性も増大した。

5 . MFA3 (1982～86年)

繊維委員会は、規則にもとづき、MFA2が失効する1年前の1980年12月に、MFA継続の是非についての検討を開始した。途上国は、MFA2で認められた「合理的逸脱」があまりにも頻繁に行使されたことに不満を抱き、各國間の結束を固め、MFA1への復帰を強く要望した。このような途上国側の提案に

対し、輸入国側は経済成長の鈍化などにより経済状況はMFA1当時とはまったく異なっているので、より現実的な対応が必要であると反論した。具体的には、アメリカは途上国による反発の大きい「合理的逸脱」を削除するかわりに、大供給国に対する差別的待遇および先進途上国による市場の開放といった互恵主義の要求などを含んだ提案をし、ECはアメリカ案に、さらに「輸入急増抑止措置」(anti-surge provision)などの要求を付け加えたものを提案した。ECの提案した「輸入急増抑止措置」とは、たとえば、ある年に輸入枠未消化の商品の輸入が翌年に急上昇するといったように、たとえ輸入水準が合意された範囲内であっても、輸入が急激に増加するような可能性がある場合に対して、一方的に規制を行うというものである。

途上国の提案とECおよびアメリカの提案は掛け離れたものであり、今回も前回と同様に、MFAの条文を訂正するのではなく、議定書に結論を組み入れるという形で決着がついた。議定書では、途上国の要求に応え、「合理的逸脱」の項目は撤回されたが、ECの提案した「輸入急増抑止措置」が盛り込まれた。

6. MFA4（1986～91年）

織維委員会によるMFAの将来についての議論が、1981年の議定書にもとづき、85年7月に始まった。80年代初めからの景気回復により、ECは前回および前々回の交渉とは異なり、今回の交渉では、規制の緩和の意思があることを示唆した。一方、アメリカではドル高と旺盛な国内消費により輸出は低下し、輸入は急増した。その結果、困難な状況に対処するために、アメリカは、既に締結されている二国間協定のうちのいくつかの協定に含まれている条項を、より厳しいものとし、MFA交渉においても規制のより厳しい形でのMFA継続を主張した。

前回のMFA交渉では、途上国は結束を固め主導的立場を築いていたが、今回の交渉では、大輸出国の地位を確立しつつある韓国や香港などの国々と、

未だ輸出国としての地位を確立してはいないがその可能性を持っているインドや中国などの国々との間には、大きな意見の相違が存在した。MFAにより輸出市場の維持が可能となっている前者はMFA延長を主張したのに対し、後者はMFA撤廃を主張した。

MFA延長交渉は幾多の困難な局面を乗り越え、公式および非公式交渉を含めて9回の交渉の末、MFA3失効日の翌日である1986年8月1日に合意に達した。MFA4の有効期間は5年であり、前回までのMFAが、その有効期間を約4年としていたことを考慮すると、繊維貿易の管理貿易化はより進んだと考えられる。また、MFA4では、規制の対象となる繊維の範囲が拡大し、それまでの綿、毛、化合繊製品の他に、ラミー等のすべての植物繊維と共に絹なども含められることになった。さらに、MFA3において撤廃された「合理的逸脱」条項が復活しただけではなく、MFA3で登場した「輸入急増抑止措置」も継続された。以上の保護主義的な展開とは整合的ではないようであるが、繊維貿易は最終的にはGATTルールの枠組みの中に戻すのが目的である、という繊維貿易自由化への意思が確認されたことも事実である。その他にも自由貿易的要素を含んだ条項としては、ハイチ、バングラデシュなどの最貧国は規制の対象から除外されるか、あるいは特別の考慮を享受できること、また、繊維監視機構の権力を強化すること、さらに、未消化の数量規制枠は要求により撤廃できること、といった条項が挙げられる。

第4節 MFAの経済的效果

1. 先進国の輸入量に対する効果

MFAの枠組みの中では、輸入は輸出国別ごとに品目別で数量規制されており、数量規制の輸入抑制効果も国あるいは商品により異なる。第3表には、アメリカとECの繊維輸入の中で比較的大きなシェアを獲得している国々に

第3表 繊維輸入に占める数量規制品目の割合（数量規制比率）と規制枠消化率（%）

	アメリカ		EC	
	数量規制比率	規制枠消化率	数量規制比率	規制枠消化率
香港	75.7	90.8	94.7	52.6
台湾	69.4	94.4	n.a.	n.a.
韓国	76.4	87.3	95.1	61.7
中国	51.4	77.7	n.a.	64.2
日本	53.3	63.1	n.a.	n.a.
フィリピン	86.3	45.6	64.6	66.2
インド	37.9	80.9	40.8	51.6
シンガポール	86.3	66.1	75.6	40.2
メキシコ	45.4	33.9	6.4	6.0
ドミニカ共和国	36.7	78.3	n.a.	n.a.
マカオ	75.7	81.4	78.9	66.8
スリランカ	74.5	88.3	26.0	41.8
タイ	71.8	77.3	63.3	74.6
ブラジル	12.2	39.8	75.2	43.3
パキスタン	51.1	59.7	36.7	68.5

(注) 数量規制比率は繊維輸入額に占める数量規制の対象となっている繊維輸入額。

規制枠消化率は数量規制の対象となっている品目における規制枠消化率の単純平均値。

n. a. はデータがないことを意味する。

(出所) Cline, W.R., *The Future of World Trade in Textiles and Apparel*, Washington, D.C., Institute for International Economics, 1987, Table 6.2.

について、それらの国々からの繊維輸入全体の中で、数量規制の対象となっている輸入の割合と数量規制枠の消化率が示されている。この表から、各国間において数量規制の厳しさの状況が大きく異なることが読み取れる。アメリカとECでは規制の程度に違いはあるが、大まかに見て、韓国、台湾、香港の「3大輸出国」からの輸入に対しては、規制の対象となる商品の割合が高いだけでなく、規制枠の消化率が高く、輸入規制の効果は顕著である⁽⁷⁾。一方、その他の国々については、規制はそれほど厳しいものではないという印象を与えるが、そのような印象は以下の理由により必ずしも適切ではない。第3表では繊維輸入全体に対する規制の効果が示されていたのである、全体では

規制枠の消化率が低くとも、個別の品目に関しては規制枠を完全に消化しているものも少なくはない。さらに、数量規制が存在するということだけで、輸出国側にとっては、輸出を行うインセンティブが低下するという効果を持つと思われる。これらの点を考慮すると、MFAによる輸入数量規制の効果は著しいものであったと推測される。以下では統計をもとに、MFAの貿易に与えた効果を分析する。

輸入量の変化は数量規制の有無だけではなく、為替レートの変化とか国内および国外の需要と供給の変化など多くの要因に依存するので、数量規制の輸入量への影響を分析するのは容易ではない。クラインはアメリカとEC市場におけるMFA以前の輸入増加率とMFA以後の輸入増加率とを比較し、輸入増加率がMFA発足と同時に低下したことを指摘することにより、MFAの輸入抑制効果が認められたと結論している⁽⁸⁾。しかし、MFAの輸入抑制効果を検討するためには、クラインが検討した、すべての国からの輸入ではなくて、MFAで規制の対象となっている国からの輸入が抑制されているかという点に注目しなければならない。

第4表にはECとアメリカの途上国と先進国からの繊維製品輸入の増加率が、1973～76年、76～81年、81～85年の3期間について示されている。これ

第4表 ECとアメリカにおける繊維製品輸入増加率（年平均増加率）
(%)

輸入先 期 間	E C			アメリカ		
	途上国	先進国	世 界	途上国	先進国	世 界
1973～76	24.1	11.9	20.6	5.0	-13.3	-3.5
1976～81	1.5	3.9	2.1	4.6	-4.2	2.9
1981～85	6.5	-1.4	4.5	11.0	31.0	16.2

(注) ECの途上国からの輸入にはスペイン、ポルトガル等の特恵待遇を受けている地中海沿岸諸国も含まれている。アメリカの途上国からの輸入はECと日本以外のすべての国からの輸入が含まれている。

(出所) Cable, N., "Textiles and Clothing," J.M. Finger ed., *Uruguay Round Handbook*, Washington, D.C., World Bank, 1987.

らの3期間はMFAの時期とは整合的ではないので、MFA以前と以後における輸入増加率の比較は厳密には行えないが、表からは70年代の後半、より正確にはMFA2交渉過程とMFA2発足が含まれる76～81年においては、途上国からの輸入の増加率は、それ以前と比べて低く、とくにECにおける輸入増加率の低下は急激であったことが認められる。前節でも議論されたように、MFA2では主にECからの、より保護主義的主張が、MFA条項からの「合理的逸脱」という形で認められたわけで、その時期においてはMFAによる輸入規制効果が著しかったことを物語っている。しかし、81年から85年にかけては、比較的高い輸入増加率が観察されている。輸入増加率の上昇傾向はアメリカにおいてとくに顕著にあらわれているが、その理由としては、ドル高とアメリカにおける輸入に対する旺盛な需要が挙げられる。第4表でとくに興味深いのは、ヨーロッパにおける76～81年の期間と、アメリカにおける81～85年の期間であろう。これらの期間においては、各々の国（あるいは地域）で、先進国からの輸入の増加率が途上国からの輸入の増加率よりも高く、輸入先が途上国から先進国へと相対的にシフトしたのである。繊維生産における比較優位パターンを考慮すると、もしMFAが存在していなかったならば、このようなシフトは生じなかつたと推測される。

1980年代に入って、先進国における途上国からの輸入増加率が、それ以前と比較して上昇したにもかかわらず、MFAは輸入抑制効果をもっていたと考えられる根拠の一つに、先進国における途上国からの繊維品の輸入の浸透度が、80年代前半には上昇しなかつたということが挙げられる。第2表から明らかなように、81年から83年にかけて、アメリカとイギリス（衣服）では途上国からの繊維製品の輸入浸透度は低下した。同期間において、フランス、西ドイツ、イギリス（衣服を含まない繊維製品）では、途上国からの繊維品の輸入浸透度は上昇したが、上昇の程度は、他の先進国からの繊維製品の輸入浸透度の上昇よりも低かった。

ここでは、規制枠消化率、輸入増加率、それに輸入浸透度の変化を検討することにより、MFAは先進国において途上国からの繊維製品の輸入を抑制す

る効果があることが認められた。もし、MFAが存在していなかったならば、先進国において、途上国からの繊維品輸入が、どの程度上昇していたのであろうか、という疑問については、本節の3のMFAの費用便益分析のところで触れる。

2. 輸入品の品質に対する効果

MFAにおける輸入規制は輸入額ではなく輸入数量を対象にしているので、売上高および利潤の極大化を目的とする輸出業者は輸出品を低級品から高級品へとシフトさせ、1単位当たりの価格が高い品目を多く輸出するという戦略をとるであろう。輸出品の品質の向上は二つの異なった段階で行われる。一つは、比較的低価格の織物などの中間財から高価格の衣服などの最終製品へ輸出構成を変えるといったように、異なる加工段階の産業間における商品のシフトであり、もう一つは、同じ商品グループに属しているもののなかで低級品から高級品へとシフトするというものである。

アメリカ国際貿易委員会(USITC)の統計によれば、繊維貿易を繊維(糸)、織物、衣服、カーペットのような繊維製品というように、加工段階別に低いものから高いものへと分類し、それらの貿易量の1972年から85年にかけての増加率を計算した結果、各々、-3.2, 2.8, 6.5, 8.1%であり、1単位当たりの価格が高いと思われる加工度の高い商品の増加率が高く、低価格品から高価格品へのシフトが観察された⁽⁹⁾。さらに、同じ商品グループに属している商品のなかにおいて、低級品から高級品へのシフトが観察されている。繊維製品と衣服の輸入単価(unit value)はMFA導入までは確実に低下していたが、MFA導入後には上昇はじめ、70年代後半には、MFA導入以前と比較して、各々の輸入単価は、それぞれ、約40%ずつ上昇した⁽¹⁰⁾。輸出国にとって、このような輸出品の高級品へのシフトはMFAの輸出国への輸出数量抑制というマイナスの効果を、幾分相殺したのではないかと思われる。

3. MFAの費用便益分析

(1) 先進国への影響

輸入の数量規制は数量規制がない場合と比べ、輸入価格をつり上げ、輸入量を低下させる効果を持つ。したがって、輸入国の消費者の効用は減少するが、規制されている商品と代替的な商品を生産している国内生産者は、販売量を増加させるだけではなく、販売価格をつり上げることが可能になるので、販売額および利潤の増加を達成する。生産量の増加は雇用の増加を促すことにより、輸入の数量規制は生産者だけではなく、被雇用者にとっても好ましい効果を与える。したがって、輸入の数量規制は消費者から生産者および被雇用者への所得の移転を伴う。しかし、消費者の消費減少による効用の低下のすべては、生産者の所得の上昇では相殺されないので、経済全体としては輸入の数量規制により損失を被ることになる。この損失の一部は、輸入の数量規制がMFAのように輸出規制という形で実施されている場合には、輸入国から輸出国への所得移転となって表れる⁽¹¹⁾。以上分析した数量規制の負の効果は、ある一時点(静態的)における社会にとっての損失であるが、規制による国内産業保護は、望ましい方向への産業調整を遅らせるという、異時点間(動的的)の資源配分の効率を損なうという効果を生むという点も、経済発展および経済成長を考える上で重要である。

数量規制により、輸入品の輸入価格および国内価格、さらには輸入品と代替的な国内品の価格が、どの程度上昇するかを推定するのは、それらの価格が、それぞれの需要と供給の価格弾力性とか輸出入業者、国内生産者の経営戦略に依存するので困難である。数量規制による価格つり上げ効果を推定する方法の一つで、数量規制の対象となっている輸入品の海外での価格と輸入品と代替関係にある国内財の価格の差を計測し、その価格差を関税率のよう取り扱い、数量規制の効果を分析した研究によると、1985年前後の数量規制と関税による繊維貿易規制措置のアメリカの消費者に対するコストは、約

200億から300億ドルであり、アメリカの全人口1人当たりのコストに換算すると100から150ドルぐらいである⁽¹²⁾。さらに、これらの消費者に対するコストの半分以上は海外の輸出業者への所得移転であると推定されている⁽¹³⁾。数量規制と関税により維持される雇用は約40万から65万と推定され、規制のコストの推定値を考慮すると、雇用1単位を維持するコストは約4万から5万ドルであると考えられる⁽¹⁴⁾。これは、85年前後のアメリカの労働者の平均賃金の数倍に値する。ここで推定されている規制のコストは、1年間におけるコストであり、規制が存続する限り、毎年、消費者の負担となるのである。

このように、繊維品輸入に対する数量規制は、経済における資源配分の効率性を低下させる効果を持つことが示されているにもかかわらず、繊維貿易の自由化に反対する理由として、繊維産業に従事している人々の多くは、比較的年齢の高く、熟練度が低い低賃金労働者であり、一度職を失うと、再就職の可能性が低いので、輸入規制により低賃金労働者を保護しているということがしばしば指摘される。確かに、他の産業に従事する人々と比較すると、繊維産業に従事している労働者には上にあげたような特徴があるかもしれないが、輸入規制を継続しても、比較優位を回復することは想像しがたく、適切な保証と職業訓練を提供することにより技術を身につけ、比較優位のある産業への転換を促進させるべきである。さらに、途上国からの低価格の繊維製品を保護により価格をつり上げることは、それらの低価格の繊維製品を多く消費している低所得者層に大きな負担を強制しているという点も考慮しなければならない。

(2) 途上国への影響

MFAの途上国への効果としては、数量規制が輸出国により実施されることにより発生する先進国から途上国への所得(レント)の移転というプラスの効果と、数量規制により輸出機会が制限されることによるマイナスの効果を考えられる。途上国にとって重要である外貨獲得という観点からMFAの効果を評価するならば、レントの額が輸出機会喪失に伴う輸出額の減少分より

も大きければ、MFAは途上国にとって望ましい効果を持つが、輸出額減少分の方がレントよりも大きければ、MFAを撤廃することにより、途上国は利益を得る。MFAによるプラスの効果とマイナスの効果のうち、どちらの効果が大きいかは、輸入国である先進国からの繊維製品に対する輸入需要の価格弾力性に依存する。価格弾力性が1よりも大きければ、MFAのマイナスの効果の方が大きく、MFA撤廃により輸出額は上昇する。一方、価格弾力性が1よりも小さければ、MFAのプラスの効果の方が大きく、MFA撤廃により輸出額は減少する⁽¹⁵⁾。

したがって、輸出からの収入がMFAの場合と自由貿易の場合で、どちらが大きいかは実証的な問題である。多くの実証分析では、繊維製品、その中でもとくに衣服に対する輸入需要の価格弾力性は1以上と推定されているので、自由貿易の場合の方が輸出収入が大きいと考えられる⁽¹⁶⁾。しかし、たとえ数量規制の場合の輸出額の方が大きくても、自由貿易の方が、輸出国である途上国にとって望ましいと思われる理由がいくつかある。ここでは、自由貿易の雇用拡大効果、所得再分配効果、さらに資源配分改善効果について言及する。数量規制により得られるレントは生産者の所得になり、そのレントは労働者に還元される可能性は低い。一方、自由貿易であれば、生産者のレントは消滅するが、輸出量が上昇することにより、雇用が拡大し、労働者所得が増大する⁽¹⁷⁾。つまり、自由貿易により、途上国に頻繁に観察できる失業問題は軽減され、さらに、生産者から労働者への所得の再配分が実現し、経済全体にとって望ましい効果が生じると思われる。さらに、輸出国において輸出割当ての獲得のために、レントシーキング活動が行われ、資源の浪費が発生している可能性が高い。実際、モークは、香港の輸出業者の獲得したレントはGDPの約3.9%から6.4%にも達していた、と指摘している⁽¹⁸⁾。このような大きなレントを獲得するために、活発なレントシーキング活動にかなりの資源が浪費されていると推察できる。自由貿易は、これらの資源の浪費を改善することにより、より望ましい資源配分を達成する。

第5節 MFAの政治学的分析

先進国において、国内産業保護を目的とした輸入の数量制限の対象となっている商品は、繊維だけではなく、他にも、鉄鋼、自動車など数多くの商品がある。しかし、それらの規制の実施において、繊維以外の商品に対する規制は、主に二国間による取決めにより実施されているのに対し、繊維貿易に対する規制は、国際取決めにより実施されているという大きな違いがある。本節では、まず初めに、なぜ繊維貿易だけが他の商品とは異なり、国際取決めという枠組みの中で規制されているのかを検討する。つぎに、前節の分析においても明らかになったように、これらの規制による経済的コストは、輸出国だけではなく輸入国にとっても著しく高いにもかかわらず、なぜ国際取決めによる規制が20年近くも継続されてきただけではなく、次第に規制の厳しいものになってきたのか、ということを分析する。これらの点を分析することにより、次節で検討する繊維貿易自由化への提案において、考慮されなければならない重要な要素を、明らかにできると思われる⁽¹⁹⁾。

1. 繊維貿易規制と国際取決め

理論的には、輸入規制は二国間協定、あるいは、一方的な(unilateral)手段により可能であるにもかかわらず、輸入規制を実施しようとしている国が、国際取決めを志向する理由はいくつか考えられる。それらの中でも、少なくとも以下の三つの要因が、繊維貿易規制において国際取決めが結ばれた背景に存在していたと思われる。まず第1の要因としては、輸入規制を実施する国の利害関係からみて、他の商品に関する貿易などの経済的問題、あるいは、政治的問題との関連において、他の輸入規制手段よりも国際取決めが望ましいと考えられる状況が存在していたということが挙げられる。STA、LTAおよびMFAといった国際繊維取決めが設立された背景として、GATT体制を

無視したような二国間取決めによる繊維貿易規制の氾濫が生じつつあり、それがGATT体制の崩壊、ひいては自由主義体制の危機につながる可能性を孕んでいたことがあった。このような状況において、自由貿易体制の維持に大きなエネルギーを注いでいたアメリカは、GATT体制の存続と、アメリカ繊維産業の保護という両方の目的を達成するために、「自由」「無差別」というGATTの基本原則には反するが、透明性に欠け、二国間の力関係だけにより決定されるような二国間取決めと比較すれば、GATTの精神とより整合的であると思われる多国間国際取決めの設定を推進した。

第2の要因としては、国際取決めは多国間により繊維貿易の規制が行われることで、取決め参加国にとって、自国の貿易とは直接には関係はないが、間接的に関係のある国々の行動に影響を及ぼすことを可能にするという点が挙げられる。1950年代において、アメリカはすでに大繊維輸入国になっていたが、多くのヨーロッパ諸国が二国間取決めにより繊維輸入を規制したこと、それまでヨーロッパ市場に流れていた繊維製品がアメリカ市場に集中的に流れ込み、アメリカの繊維産業に被害を及ぼした。このような事態を改善し、また、将来においても、このような事態の発生を避けるために、アメリカはヨーロッパ諸国に輸入規制緩和の要求を直接提示するのではなく、多国間交渉という、より「公正」な枠組みの中で、ヨーロッパ諸国に国際的な圧力をかけ、不当に厳格な規制の実行を回避させようとした。ここで議論された多国間交渉を通じて他国の行動に圧力をかけるという戦略は、アメリカ、あるいは、ECのような影響力の強い国だけではなく、オーストリアなどの比較的影響力の限られた輸入国にとっても、有効な貿易政策であると思われる。したがって、アメリカ、ECだけではなく、他の先進国も国際取決めに積極的な態度をとったのである。

輸入国にとって、国際取決めを設定する誘因となる第3の点は、国際取決めの設定、および維持に対する情報収集費用と組織管理費用は、多くの国々との間で二国間取決めを設定し維持する費用よりも低いということである。国際取決めの費用面におけるこのような利点は、交渉の対象となる問題点が

多く、そして交渉に参加する国々の数が多いほど、顕著になる。国際取決めによる費用削減効果は、資金的側面と人的側面において限度のある小国においては、とくに重要である。繊維貿易で規制の対象となっている商品は、綿、毛、合成繊維製品など、ほぼすべての繊維製品にわたり、商品数が多いだけではなく、輸出入国間における規制手段に関する争点も、数量枠の増加率や商品間の代替可能性などと数多い。さらに、国際貿易に参加しているすべての国々、あるいは、もしすべての国々でなければ、ほとんどすべての国々は、繊維貿易に参加していると思われるほど、参加国の数も多い。これらの状況は、繊維貿易を国際取決めという枠組みの中で規制することにより、貿易政策実行に関する費用の削減が可能になる条件の多くが満たされていることを示している。

上で議論された3点は、繊維貿易規制にあたっての、主に輸入国側からみた国際取決めを設立することの利点であるが、輸出国側においても、国際取決めが存在することから生じる利点はある。たとえば、繊維貿易が二国間ではなく国際取決めにより規制されることで、二国間取決めで頻繁に行われる条項を変更することなどに伴う不確実性を取り除くことが、利点として考えられる。とくに、規制の実施の条件が厳格に守られると予想される場合には、この要因は輸出国側にとって国際取決めを締結する大きな誘因となる。

以上、繊維貿易に対する規制が、どのような理由により、多国間国際取決めという形で成立したのであろうか、という疑問点についての分析を行ったのであるが、そこで議論されたものと同じ点が、繊維貿易における国際取決めが25年以上もの長期間にわたって継続されてきた要因として挙げられる。以下では、どのような理由により、繊維貿易に関する国際取決めが次第に保護色を強めていったのかという点を、国際取決めに参加している各国間の交渉力の変化といった国際政治経済的要因と、参加各国の国内における政府と繊維業界の関係といった国内政治経済的要因という側面に注目することにより分析する。

2. 規制強化の政治経済的要因

国際繊維取決めが次第に保護主義を強めていった要因を、政治経済的側面から分析するにあたって、重要と思われる繊維貿易の経済的特徴と1960年代以降の繊維貿易の推移について、ここで指摘しておこう。繊維貿易、あるいは繊維産業の特徴として、設備に要する費用が小さく、さらに生産に必要な技術もそれほど高度なものでないことにより、新規参入が容易であるということが挙げられる。したがって、供給の弾力性は高く、市場における交渉力は生産者よりも消費者、あるいは輸出国よりも輸入国に存在する可能性が高い。次に、繊維生産、それもとくに衣類の生産において、1960年代以降、明らかに比較優位パターンが先進国から途上国へと移行したことにより、先進国の途上国に対する繊維貿易における貿易収支が悪化し、先進国の繊維産業は大きな打撃を受けた。これらの繊維貿易の特徴と傾向は、国際繊維取決めの締結および更新という政治的決定に重要な役割を果たした。

前述したように、1970年代の半ばまでは、ECの結束力は弱く、共通の貿易政策は存在していないも同然という状態であった。このような状況では、アメリカが国際繊維取決めの内容を単独で決定することができた。当時のアメリカは、第二次世界大戦直後に実現されたような世界経済における圧倒的な地位を持ってはいなかったが、世界のGNPの4分の1以上を占め、さらに貿易収支も黒字を維持していたので、自由主義経済の安定的な成長の促進というような、利他的な動機にもとづき、貿易促進的要素をもった貿易政策の実行が可能であった。反共という国際政治的な理由により、とくに途上国の経済発展に关心が強く、それらの国々における経済発展を促すような貿易政策を考慮した。これらの要因が存在したことにより、前節でも議論したように、アメリカ主導で成立したMFA1は輸入数量枠の年増加率を最低6%にするといったような、比較的、貿易拡大的と解釈ができる要素も条項に含まれていた。

1970年代の後半に入り，ECの結束が強まり，繊維貿易はアメリカによる一極体制からアメリカとECによる二極体制へと移行した。その結果，アメリカはECの協力なしには国際取決めの継続を実現することはできなくなってしまった。一方，この二極体制は，国際取決めの内容がアメリカとECの利害の競合関係という形で密接に関連するという状態を生み，国際取決めを不安定なものにした。ここでのアメリカとECの利害の競合関係というのは，国際取決めがアメリカに有利に締結されたならば，途上国からの繊維商品はEC市場に流れ，また反対に，国際取決めがECに有利に締結されたならば，途上国からの商品はアメリカ市場に流れるといったものである。このような関係は二極体制以前にも存在していたが，二極体制に入り，その関係はより顕著となつた。輸入国側における二極体制の誕生および強化，さらに，それらの要因によりもたらされた国際取決めの不安定化は，アメリカとECの貿易政策決定において利己的な要素の重要性を増大させた。このような輸入国側の力関係の変化は，国際取決めの保護主義化の強化となって現れた。

前節でも議論したように，輸入規制により利益を受けるのは輸入国の生産者であり，輸入国の消費者は被害を被る。また，アメリカとかECの自由主義経済を支えているような輸入国政府としては，輸入規制強化によりもたらされる貿易量減少は，世界経済の成長，とくに途上国の経済発展にブレーキをかけることにより，自由主義経済に不安定要因を芽生えさせるという危険も考慮しなければならない。このように，輸入国内においても輸入規制に対して異なった意見があるにもかかわらず，輸入規制の強化が実現したのは，政策決定において，政府および消費者と比較して，生産者の影響力が強かつたからである。そこで，以下では，なぜアメリカ国内とEC域内における政治的決定において，生産者が強い影響力を行使することができたのかという点を検討する。

ある圧力団体が政府の政策決定にどの程度影響を及ぼすことができるかは，政策決定機構が一枚岩的なものであるか，あるいは，より複雑なものであるかという政策決定プロセスに関する要因と，政府の経済活動への影響度に依

存する。政策決定プロセスが複雑なものであればあるだけ、圧力団体は政策決定に影響を与える可能性は高い。アメリカでは、議会、行政府、司法の間で三権分立が確立されているだけではなく、行政府においても各省庁が異なった支持団体を持っており、政策決定にあたっては、これらの関係が複雑に錯綜する。ECにおける政策決定にあたっては、EC各国における政策決定の合意が必要であり、各国の圧力団体は各国レベルでの政策決定に影響を及ぼすことにより、EC全体の政策決定に影響を与える。一般的に、EC諸国は、貿易政策に関して三個の異なる傾向を持つグループに分類することができる。自由主義的な政策を志向する傾向が強いグループの代表としては西ドイツ、それに対して、保護主義的な政策を志向する傾向が強いグループの代表としてはフランスとイタリアを挙げることができる。その間に位置するグループの代表はイギリスである。このように、アメリカおよびECの政策決定にあたっては、さまざまな意見の対立を生む要素があり、それだけ圧力団体が影響行使する機会が多く存在する。

つぎにアメリカとECにおける経済、とくに民間経済への政府の介入の程度について検討してみよう。アメリカでは、最近になって、民間経済における資源配分に政府が介入を行うという、いわゆる「日本型産業政策」の必要性への関心が高まっていることからも分かるように、従来、政府の民間に対する介入は限られたものであった。一方、EC諸国においては、貿易政策のスタンスに関してグループ別の分類が可能であったように、政府の民間経済への介入の程度に関してもグループ別分類が可能である。政府の民間経済への介入についても、その程度の低いグループから高いグループへと、三個のグループへの分類が考えられる。各々のグループに属する国は、政府の介入の程度が低い国は自由主義的な政策を志向する国、政府の介入の程度が高い国は保護主義的な政策を志向する国というように、貿易政策のスタンスに関して分類されたグループとほぼ一致する。

以上の議論から推察できるように、アメリカおよびECにおける政策決定においては、政府(ECにおいてはEC委員会)の力はあまり強いものではない。一

方、アメリカではアメリカ紡績製造業者協会(American Textile Manufactures Institute)とアメリカ衣料製造業者協会 (American Apparel Manufactures Association), ECではComitextilというEC域内諸国全体を対象とした業界団体は強い結束力を持ち、政策決定において大きな影響力を行使している。アメリカの繊維業界の影響力がいかに大きいかは、1950年代以降の大統領選挙キャンペーンにおいて繊維が主要な争点とならなかったのは、今回(1988年)の選挙だけであったと言われていることからも、容易に判断できる。実際、STA, LTAはケネディ大統領のキャンペーン公約が発端であり、またMFAはニクソン大統領の68年における大統領選挙キャンペーンにおける公約が発端である。このように、生産者の政治力が強いことにより、MFAは生産者の意向を強く反映し、次第に保護主義化していったのである。

国際取決めの継続、さらに、その内容の保護主義化が実現した背景には、輸入国側における政治経済的要因が重要な役割を果たしたのであるが、それと同時に、輸出国側においても、国際取決めの継続を容認する国々があつたということも指摘しておかなくてはならない。韓国、香港などの中進国は、すでに繊維生産における比較優位を失いつつあり、経済発展段階別にみれば、それらの中進国の次に位置するブラジル、タイといった国々、さらには、それらの次にくるインド、中国といった国々に比較優位が移行するという状況にある。そこで、中進国にとっては、すでに比較優位を獲得しつつある国々、あるいは、将来、比較優位を獲得するであろう国々から、先進国市場における中進国の市場を守るために輸入の数量規制を認める国際取決めが必要であり、中進国は、途上国の結束を考慮して、積極的にではないが、国際取決めを容認する態度をとったのである。

第6節 繊維貿易自由化への提案

MFAによる繊維貿易規制は世界経済における資源配分に歪みを生み、その

経済的コストは輸入国である先進国だけではなく、輸出国である途上国にとっても、著しく高いことが第4節で明らかにされた。また、繊維貿易は政治経済的な理由により、よりいっそう保護主義化という好ましくない方向に進んでいることも第5節で示された。この節では、このような困難な状況から、一步でも繊維貿易が自由化の方向へ進むための方策を検討する。ここで言う自由化とは、GATTの枠外にある繊維貿易規制をGATTの枠内に戻すことである。

現行のMFAの主要な問題点は、規制が差別的であり、しかも数量規制という形で行われていることである。したがって、自由化への改革案には、この2点を取り除く具体的なシナリオが含まれていなければならない。いままでにも、改革案が何人かの人々により提示されてきたが、それらに共通するシナリオとしては、差別的数量規制から関税割当て(tariff quota)制に移行し、次の段階で関税だけによる規制に移行するというものである⁽²⁰⁾。関税割当てとは輸入量がある一定量までは通常の関税率が適用されるが、輸入量がその水準を超過すると、超過した輸入に対しては課徴金として高率の関税が課される制度である。課徴金としての関税率が禁止的に高いものであれば、数量規制と同じ効果をもつ。今までに提示された改革案では、差別的数量規制から関税割当てに移行するまでの段階の措置について相違点がみられるが、クラインの提示している関税割当てを差別的に実施する案、つまり、課徴金の率を輸出国別に設定し、その率を徐々に引き下げ、さらに、数量規制対象の量を減少させるというシナリオが、最も実行可能性が高いと思われる⁽²¹⁾。サンプソンは差別的数量規制から無差別数量規制へのシナリオを提示している⁽²²⁾。サンプソンのシナリオでは輸入国が無差別数量規制を実施することにより、現在輸出国が獲得している所得(レント)を輸入国が獲得できるようになるので、輸入国にとっても受け入れやすいということが利点として挙げられるが、実際に輸入数量規制を無差別に行うのには、かなりのコストがかかるだけではなく、輸入国において数量規制に伴うレントシーキング活動が生じる可能性が高く、資源配分の効率性が低下すると思われる。

輸入国において、貿易の自由化に最も強く抵抗するのは自由化の対象となる産業に従事する生産者および労働者であるが、関税割当てから生じる政府収入、つまり通常の関税と課徴金としての関税から得られる政府収入が、繊維産業から他の産業への労働と資本の移転のための補助金として使用されれば、差別的数量規制から関税割当てへの移行に対する抵抗は軽減できる。ここで重要なのは、これらの政策は単に所得移転の手段として使われるのではなく、積極的な産業構造調整促進の手段として使われなければならない、ということである。具体的には、失業した労働者に再教育と職業訓練を提供するとか、繊維産業に依存していた地域に、新しい産業を誘致するための社会資本を建設するといった資金の使い道が考えられる。

ここで提示された繊維貿易自由化へのシナリオは、輸入国である先進国の輸出が増加するような政策が同時にとられるならば、より実行可能性の高いものとなる。そのためにも、ウルグアイ・ラウンドでは、繊維貿易だけではなく、他の分野においても貿易の自由化が実現されることが望まれる。

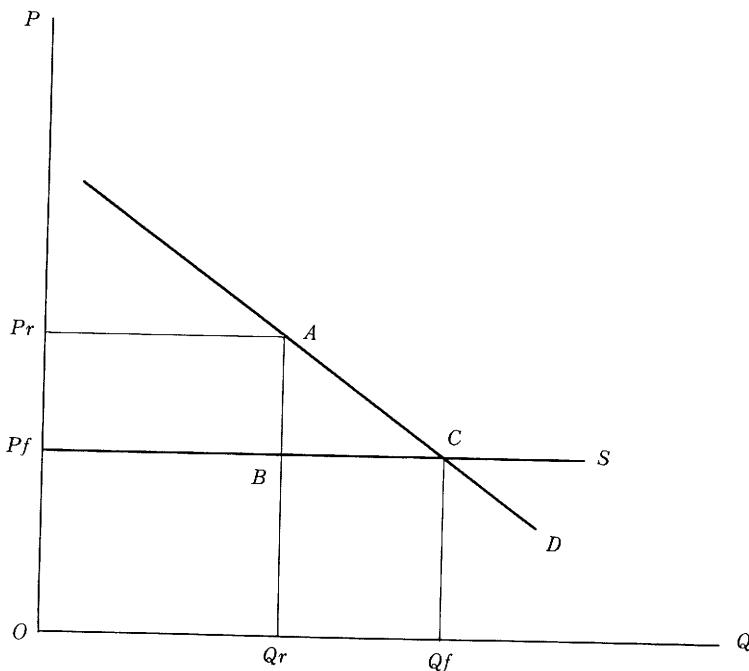
[注] —————

- (1) この章では、特別に記述のない限り、「繊維」とは繊維および衣類の両方を意味する。
- (2) STA, LTAについては第3節を参照。
- (3) 繊維貿易とその規制に関する代表的な研究としては、Keesing, Donald B. and Martin Wolf, *Textile Quotas against Developing Countries*, London, Trade Policy Research Center, 1980とCline, William R., *The Future of World Trade in Textiles and Apparel*, Washington, D.C., Institute for International Economics, 1987があげられる。また、MFAの途上国への影響に関する研究のサーベイとしては、Gotō, Junichi, *Effects of the Multifibre Arrangement on Developing Countries: A Survey*, WPS 102, Washington, D. C., International Economics Department, World Bank, 1988が有益である。
- (4) 衣服を除く繊維製品に対して、アメリカでは輸入規制が実施されているので、これらの数字からだけでは、アメリカが衣服を除く繊維製品の生産に比較優位を持っているとは断言できない。
- (5) MFAの成立および延長交渉については、『化繊月報』に記載された息誠一日

本化学繊維協会国際部主任部員による以下の論文に詳しい。「MFA（国際繊維取極め）：きのう・きょう・あした」(1),(2),(3),1980年8月号,9月号,11月号,「第3次MFA交渉の経緯と概要」(上),(中),(下),1982年2月号,3月号,4月号,「ポストMFAIIIに向け模索始まる」(上),(下),1985年9月号,10月号,「MFAIII延長成る」(上),(中),(下),1987年1月号,2月号,3月号。

- (6) 息「MFA（国際繊維取極め）……」を参照。
- (7) 台湾はMFAには参加をしていないが、アメリカ、EC諸国などの多くの国との間で二国間協定を結んでいる。
- (8) Cline, *op. cit.*
- (9) *Ibid.*
- (10) *Ibid.*
- (11) 輸入の数量規制の消費者への効果は、第1図を使って示すことができる。図では、縦軸と横軸に、それぞれ、輸入品の価格と数量が示されており、 D と S は輸入品に対する需要曲線と供給曲線を表している。ここでは、簡単化のため

第1図 数量規制の貿易への影響



に、輸入の供給は、ある価格 (P_f) において無限に弾力的であるという仮定の下で描かれている。もし、輸入規制のない自由貿易の状態であれば、対象となる国の輸入量は OQ_f である。ここで、数量規制により輸入量が Q_r に制限されたとすると、輸入品の価格は P_r に上る。数量規制の消費者に対するコストは、自由貿易と数量規制における消費者余剰の大きさを比較することにより、 P_fP_rAC と求められる。繊維貿易における規制は輸出国により実施されているので、消費者コストのうち、 P_fP_rAB は輸出業者の超過利潤（レント）として輸出国へ移転される。また、三角形 ABC は経済全体（輸出国経済と輸入国経済）にとって純損失分となる。これらの数量規制の経済的效果の、より詳細な説明については、山澤逸平『国際経済学』東洋経済新報社、1986年などの国際経済学の教科書を参照。

- (12) Gotō, *op. cit.*には、これらの研究結果が要領よくまとめられている。
- (13) Tarr, D. and M. Morke, *Aggregate Cost to the United States of Tariffs and Quotas on Imports*, Washington, D.C., Federal Trade Commission, 1984.
- (14) Cline, *op. cit.*
- (15) これらの論点は、第1図により容易に説明できる。図の基本的説明は注(11)で与えられているので、ここでは省略する。さて、輸入規制により、自由貿易の場合と比べて、輸出国にとって輸出額が増加するかどうかは、 OP_rAQ_r と OP_fCQ_f の大きさに依存する。もし、 OP_fCQ_f の方が大きければ、自由貿易の方が輸出額は大きいであろうし、 OP_rAQ_r の方が大きければ、数量規制の場合の方が輸出額は大きくなる。これらの輸出額の大きさは、点Aにおける輸入需要の価格弾力性により決定される。価格弾力性が1よりも大きければ、 OP_fCQ_f の方が大きいが、価格弾力性が1よりも小さければ、 OP_rAQ_r の方が大きい。
- (16) 繊維製品に対する輸入需要の価格弾力性の推定値については、Cline, *op. cit.* を参照。
- (17) たとえば、Kirmani, N., P. Molajoni and T. Mayer, "Effect of Increased Market Access on Exports of Developing Countries," *IMF Staff Papers*, December 1984, pp. 661-684では、規制が撤廃されることにより、途上国のOECD諸国への輸出は衣服を除く繊維では82%，衣服では93%上昇するであろうと結論している。
- (18) Morke, M.E., "Rent Seeking and Hong Kong's Textile Quota System," *Developing Economies*, Vol. 17, No. 1, March 1979, pp. 110-118.
- (19) 本節の分析はAggarwal, Vinod, "The Unraveling of the Multi-Fiber Arrangement, 1981: An Examination of International Regime Change," *International Organization*, Vol. 37, No. 4, Autumn 1983, pp. 617-645; Aggarwal, Vinod with Stephan Haggard, "The Politics of Protection in the U.S. Textile and Apparel Industries," J. Zysman and L. Tyson eds., *Amer-*

ican Industry in International Competition, Ithaca, Cornell University Press, 1983およびLenway, Stefanie A., *The Politics of U.S. International Trade*, Boston, Pitman, 1985に依拠している。

- (20) たとえば, Cline, *op. cit.*; Sampson, "Psuedo-Economics of the MFA: A Propasal for Reform," *World Economy*, Vol. 10, No. 4, December 1987, pp. 455-468などを参照。
- (21) Cline, *ibid.*
- (22) Sampson, *op. cit.*